令和4年第2回定例会

予算決算委員会厚生分科会

説明資料

項　目	担当局	ページ
【予算案関係】		
議第100号　専決処分の報告について（令和4年度熊本市一般会計補正予算）	健康福祉局	2
議第101号　専決処分の報告について（令和4年度熊本市一般会計補正予算）	健康福祉局	2
議第102号　令和4年度熊本市一般会計補正予算	健康福祉局	3　～
補正予算案補足説明資料　（熊本市の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応について）	健康福祉局	11　～
議第103号　令和4年度熊本市病院事業会計補正予算	病院局	16　～
【議案（条例）関係】		
議第110号　熊本市病院事業条例の一部改正について	病院局	20　～
熊本市病院事業条例（平成20年条例第117号）新旧対照表	病院局	21　～
【予算案関係（追加提案）】		
議第144号　令和4年度熊本市一般会計補正予算	健康福祉局	22　～

厚生分科会
説明資料１

議第100号　専決処分の報告について（令和4年度熊本市一般会計補正予算）

令和4年度4月専決事業一覧（新型コロナウイルス関連）　（単位：千円）

局		課	事業名	事業費		主な内容
				既計上額	補正額	
健康福祉局	1	新型コロナウイルス感染症対策課	高齢者施設等医療支援チーム派遣事業	0	33,120	（県補助10/10） 陽性者が発生した高齢者施設等への早期の医療支援チーム派遣による、感染拡大や病床逼迫の防止に係る経費

議第101号　専決処分の報告について（令和4年度熊本市一般会計補正予算）

令和４年度５月専決事業一覧（新型コロナウイルス関連分）　（単位：千円）

局		課	事業名	事業費		主な内容
				既計上額	補正額	
健康福祉局	1	子ども支援課	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	0	1,239,000	（国補助　10/10） 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に係る経費

令和4年第二回定例会

令和4年度補正予算

予算決算委員会説明資料

熊　本　市

令和4年6月

厚生分科会審査分

＜予算所管＞

健康福祉局

病院局

【区分の表示】

次ページ以降の資料の（区分）は、以下の内容を示しています

区分			
新規	復興	コロナ	流用

○「新規」は補正予算で新たに実施する事業です

○「復興」は熊本地震からの復旧・復興に関連する事業です

○「コロナ」は新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業です

○「流用」は流用により予算執行を行った経費が含まれる事業です　※流用は支出科目の更正のための節の組替等全て含む

【財源内訳の表示】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、下記の金額を計上しています

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

○（国県）には以下の財源を計上しています

・国庫負担金・県負担金--- 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの
（例）生活保護費国庫負担金

・国庫補助金・県補助金--- 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの
（例）道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金

・国庫委託金・県委託金--- 国または県から委託されて実施する事務経費の財源
（例）統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金

○（地方債）には以下の財源を計上しています

・建設事業等の財源とするための借入金

○（その他）には以下の財源を計上しています

・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています
（例）施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料

○（一般財源）には以下の金額を計上しています

・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要となる金額を示します

・一般財源部分は、使途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

健康福祉局

健康福祉局・令和4年度補正予算総括表

1　一般会計

〔歳出〕　　（単位：千円）

款	項	目	款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額
20			民生費	146,677,243	539,200	147,216,443
20	10		社会福祉費	62,710,165	527,000	63,237,165
20	10	10	社会福祉総務費	11,025,584	527,000	11,552,584
20	20		生活保護費	27,497,469	12,200	27,509,669
20	20	10	生活保護総務費	1,404,469	12,200	1,416,669
25			衛生費	17,763,774	1,245,830	19,009,604
25	10		保健衛生費	16,016,751	1,245,830	17,262,581
25	10	20	予防費	8,380,040	1,242,200	9,622,240
25	10	40	火葬場費	381,121	3,630	384,751
所管予算合計				164,881,917	1,785,030	166,666,947

〔債務負担行為補正〕

（追加分）　　（単位：千円）

事項	期間	限度額
斎場指定管理料	令和4年度～令和7年度	454,800
斎場予約システム運用保守業務委託	令和5年度～令和8年度	5,280
城南児童館指定管理料	令和4年度～令和9年度	101,200

一般会計

＜歳出予算＞

健康福祉局

〔歳出〕

（単位：千円）

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費						146,677,243	539,200	527,000			12,200
	項	10社会福祉費						62,710,165	527,000	527,000			
	目	10社会福祉総務費						11,025,584	527,000	527,000			
保護管理援護課	1	新型コロナウイルス感染症による生活困窮者自立支援金支給事業			●		生活困窮世帯への新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経費 扶助費481,150、委託料39,815等	105,400	527,000	527,000			
	項	20生活保護費						27,497,469	12,200				12,200
	目	10生活保護総務費						1,404,469	12,200				12,200
保護管理援護課	1	生活保護業務デジタル推進経費	●				タブレット端末の配備などによる生活保護業務の効率化に要する経費 委託料6,050、役務費4,204等		12,200				12,200
	款	25衛生費						17,763,774	1,245,830	1,242,200			3,630
	項	10保健衛生費						16,016,751	1,245,830	1,242,200			3,630
	目	20予防費						8,380,040	1,242,200	1,242,200			
感染症対策課	1	新型コロナウイルス感染症対策経費			●	●	パルスオキシメーター発送等業務・支援物資配送業務・電話対応業務の外部委託に要する経費 委託料99,500	1,818,000	99,500	99,500			
	2	新型コロナウイルスワクチン接種経費			●	●	新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する経費 委託料1,019,356、役務費80,644等	4,080,000	1,106,000	1,106,000			
	3	高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種移動支援経費			●	●	高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種場所へのタクシー利用に対する助成等に要する経費 負担金補助及び交付金19,980等	26,000	36,700	36,700			

〔歳出〕

（単位：千円）

予算所属	款・項・目・事業名		区分				事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	目	40火葬場費						381,121	3,630				3,630
健康福祉政策課	1	斎場管理運営経費					熊本市斎場及び植木火葬場における予約システムの導入に要する経費 委託料3,630 （債務負担行為　令和5～8年度 限度額5,280）	207,200	3,630				3,630

厚生分科会
補正予算案補足説明資料

熊本市の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応について

健康福祉局　感染症対策課
ワクチン対策プロジェクトチーム

1. 補正予算(案)について

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する経費

1.新型コロナウイルスワクチン接種経費 【補正額】 11.1億円 (現計40.8億円 ➡ 補正後51.9億円)

項目	当初予算額	6月補正(案)	補正後	補正の内容
1. 個別接種体制の整備に伴うもの	2.6億円	0億円	2.6億円	
ワクチン配送等				
2. ワクチン接種に伴うもの	30.0億円	6.9億円	36.9億円	4回目の接種見込み23万人
地域の個別医療機関への接種委託				・ 個別接種対象　約22万人(@2,277円/回 + 時間外・休日加算)
集団接種設営・運営等				・ 集団接種対象　約 1万人(市総体、西部公民館、城南SC、植木かがやき館、希望荘)
3. 事務処理体制の整備に伴うもの	7.6億円	3.5億円	11.1億円	接種券及び発行申請書の発送等
接種券等発送				・ 接種券(約23万件×@210円)、接種券発行申請のご案内(約26万件×@120円)
コールセンター・事務処理センター等				・ コールセンター(最大200人体制)、事務処理センター(最大50人)の運営
4. その他事務処理に伴うもの	0.6億円	0.7億円	1.3億円	広報経費
広報				・ 新聞掲載、WEB、TV、ラジオ等による広報
サポートセンター運営				・ 高齢者接種の予約支援(公設公民館等19か所)
合計	40.8億円	11.1億円	51.9億円	(40.8億円 → 51.9億円)

2.高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種移動支援経費【補正額】 0.4億円 (現計0.3億円 ➡ 補正後0.6億円)

高齢者(65歳以上の方)の4回目接種会場への移動を支援(タクシー券の配布、500円分のタクシー券×2枚×1.8万人 等)

2. 4回目接種の概要

3回目のワクチン接種を受けてから5か月以上経過した

❶ 60歳以上の方

「接種券」を順次発送します

予約方法 接種券が到着次第、いつでも予約可能です！

インターネット予約
インターネット予約がお勧め！
熊本市 ワクチン予約システム
予約専用サイトはこちら

電話予約
0120-096-885（フリーダイヤル）
受付時間：8時30分～19時（土・日・祝日を含む）

独自医療機関での予約
通院時にかかりつけ医にご相談ください。



～インターネット予約が苦手な方へ～

予約サポートセンターを開設します！

「電話がなかなか繋がらない」「インターネット予約が苦手」「スマートフォンやパソコンを持っていない」という方に支援員が予約のお手伝いをいたします（土曜日午前中は大変混雑が予想されます。お急ぎでない方は土曜日午後、または日曜日にお越しください）。

■開　設 日：令和4年6月18日（土）～7月31日（日）の【土曜日・日曜日】
■開設時間：午前8時30分から午後4時まで

予約サポートセンター開設日時	
6月18日（土） 6月19日（日）	7月16日（土） 7月17日（日）
6月25日（土） 6月26日（日）	7月23日（土） 7月24日（日）
7月　2日（土） 7月　3日（日）	7月30日（土） 7月31日（日）
7月　9日（土） 7月10日（日）	

予約サポートセンター会場一覧

中央区：大江公民館、五福公民館
東　区：託麻公民館、秋津公民館、東部公民館
西　区：西部公民館、河内公民館、芳野分室、花園公民館
南　区：アスパル富合、飽田公民館、天明公民館、熊本市流通情報会館※、南部公民館、火の君文化センター
北　区：植木文化センター、北部公民館、清水公民館、龍田公民館

※：幸田公民館で開設していた予約サポートセンターは、熊本市流通情報会館で開設いたします。

※（従前）幸田公民館 ⇒（今回）熊本市流通情報会館

＜参考：これまでの予約サポート実績＞

（予約サポートセンター）
1・2回目接種時　9,146件（R3.5.29～6.4、6.19～6.25）
3回目接種時　6,375件（R4.1.15～2.20）

（地域での予約サポート）
1・2回目接種時　390件
3回目接種時　79件

2. 4回目接種の概要(つづき)

3回目のワクチン接種を受けてから5か月以上経過した

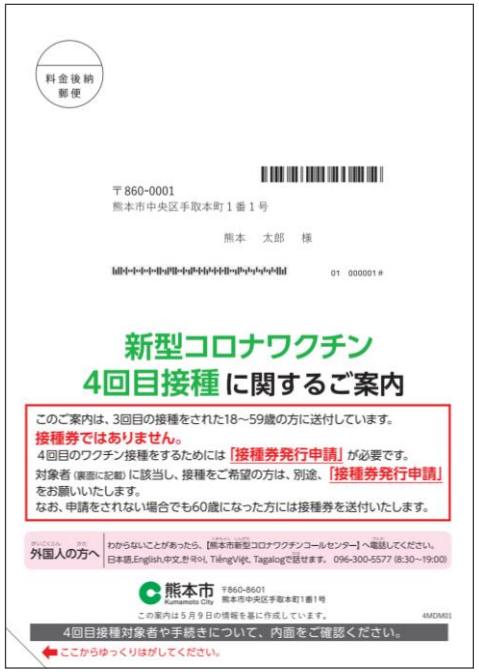
18~59歳で以下のいずれかの方

❷
- ●基礎疾患を有し、通院・入院している方
- ●その他新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

基礎疾患一覧は市HPをご確認ください

18歳~59歳で3回目接種を受けたすべての方に「接種券発行申請のご案内」を順次発送します

接種対象に該当し接種を希望される方は、
まず、以下の手順で「接種券発行の申請」をお願いします!


料金後納郵便

〒860-0001
熊本市中央区手取本町1番1号

熊本　太郎　様

新型コロナワクチン
4回目接種に関するご案内

このご案内は、3回目の接種をされた18~59歳の方に送付しています。
接種券ではありません。
4回目のワクチン接種をするためには「接種券発行申請」が必要です。
対象者(裏面に記載)に該当し、接種をご希望の方は、別途、「接種券発行申請」をお願いいたします。
なお、申請をされない場合でも60歳になった方には接種券を送付いたします。

外国人の方へ　わからないことがあったら、【熊本市新型コロナワクチンコールセンター】へ電話してください。
日本語,English,中文,한국어, Tiếng Việt, Tagalogで話せます。 096-300-5577 (8:30~19:00)

熊本市 Kumamoto City 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

この案内は5月9日の情報を基に作成しています。　4MDM01

4回目接種対象者や手続きについて、内面をご確認ください。

ここからゆっくりはがしてください。

STEP 1

《接種券発行を申請する》

接種券発行申請方法

申請する際には、お手元に「接種券発行申請のご案内」をご用意ください。

1. WEB申請

熊本市ワクチン4回目接種

手続きの詳細は、2次元バーコードから熊本市HPでご確認ください。



2. コールセンター申請

熊本市 新型コロナワクチンコールセンター
096-300-5577
受付時間:8時30分~19時(土・日・祝日も開設)

お電話の際に氏名・住所・接種券発行申請のご案内表に記載された「管理番号8桁(宛名右下)」をお伝えください。

STEP 2

《接種券の発送》

申請の受付から発送まで
2週間程度かかります。



STEP 3

《ワクチン接種を予約する》

接種券到着後、予約手続きを
お願いします。

予約方法は❶60歳以上の方の予約方法と同様です。



3.1・2回目接種・3回目接種の状況

1. 接種状況（VRS登録数） 6月16日時点

	1回目	2回目	3回目
全対象者（(1)＋(2)＋(3)）			
接種回数	580,975	577,222	443,746
接種率	Ⓐ 82.9%	Ⓑ 82.4%	Ⓒ 68.1%
(1) 小児実績（1・2回目…5～11歳、3回目…対象外）			
接種回数	7,390	6,676	-
接種率	15.2%	13.8%	-
(2) 一般実績（12歳～64歳）			
接種回数	387,106	384,899	270,126
接種率	84.4%	84.0%	58.9%
(3) 高齢者実績（65歳以上）			
接種回数	186,479	185,647	173,620
接種率	96.3%	95.9%	89.7%

（参考）全市民における接種率

	1回目	2回目	3回目
接種率	79.3%	78.8%	60.6%

※ 接種率を算出する際の母数は、R3.1.1時点の住民基本台帳の値

【世代別内訳】

区分	1回目		2回目		3回目	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
10歳未満	4,672	13.6%	4,219	12.3%		-
10代	47,843	67.7%	47,171	66.7%	17,434	30.8%
20代	61,005	81.1%	60,462	80.4%	36,807	49.0%
30代	68,411	80.5%	67,932	79.9%	44,031	51.8%
40代	87,860	85.1%	87,438	84.7%	64,293	62.3%
50代	83,867	90.2%	83,614	89.9%	70,625	75.9%
60～64歳	40,822	90.0%	40,723	89.8%	36,927	81.4%
65歳以上	186,479	96.3%	185,647	95.9%	173,620	89.7%
(住登外など)	16	-	16	-	9	-
合計	580,975 Ⓐ	82.9%	577,222 Ⓑ	82.4%	443,746 Ⓒ	68.1%

＜参考：4回目接種の予約状況＞ 6月16日時点

※ ()内の数値は、接種券発送済の約**5.0万**人に対する割合。

予約済　2.2万人（43%）

病院局

病院事業会計

病院局

令和4年度補正予算　債務負担行為

（追加分）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
市民病院院内保育所運営業務委託	令和4～7年度	176,400

厚生分科会
議案説明資料

令和４年（２０２２年）第二回定例会提出議案一覧

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 110 号	件名：熊本市病院事業条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 市民病院の初診及び再診における使用料の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 初診及び再診における加算額の改定 (1) 初診の場合（他の病院又は診療所からの紹介状がない場合等） ５，５００円 → ７，７００円 (2) 再診の場合（市民病院が他の病院又は診療所に対して紹介を行う旨の申出を行っている場合等） ２，７５０円 → ３，３００円 ＜施行日＞ 令和４年（２０２２年）１０月１日

熊本市病院事業条例（平成２０年条例第１１７号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（使用料及び手数料の額） 第４条　使用料は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等により定められた基準等によって算定した額とする。 ２　健康保険法、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）等の保険者その他これらに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団体員及びその家族の診療を行う場合の使用料及び手数料並びにその徴収方法については、法令又は本市との協定の定めるところによる。 ３　熊本市立熊本市民病院の初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）及び再診（熊本市立熊本市民病院が他の病院（病床数が２００未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）における使用料については、前２項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加算する。 (1)　初診の場合　７，７００円 (2)　再診の場合　３，３００円 ４～１０　【略】	（使用料及び手数料の額） 第４条　使用料は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等により定められた基準等によって算定した額とする。 ２　健康保険法、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）等の保険者その他これらに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団体員及びその家族の診療を行う場合の使用料及び手数料並びにその徴収方法については、法令又は本市との協定の定めるところによる。 ３　熊本市立熊本市民病院の初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）及び再診（熊本市立熊本市民病院が他の病院（病床数が２００未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）における使用料については、前２項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加算する。 (1)　初診の場合　５，５００円 (2)　再診の場合　２，７５０円 ４～１０　【略】

附　則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

令和4年第二回定例会

令和4年度補正予算

予算決算委員会説明資料

（その２）

熊　本　市

令和4年6月

厚生分科会審査分

＜予算所管＞

健康福祉局

病院局

【区分の表示】

次ページ以降の資料の（区分）は、以下の内容を示しています

区分				
新規	復興	コロナ	国補正	流用

○「新規」は補正予算で新たに実施する事業です

○「復興」は熊本地震からの復旧・復興に関連する事業です

○「コロナ」は新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業です

○「国補正」は国の補正予算等に連動した事業です

○「流用」は流用により予算執行を行った経費が含まれる事業です　※流用は支出科目の更正のための節の組替等全て含む

【財源内訳の表示】

次ページ以降の資料の（財源内訳）には、下記の金額を計上しています

左の財源内訳			
国県	地方債	その他	一般財源

○（国県）には以下の財源を計上しています

・国庫負担金・県負担金--- 国または県が法令等に基づき、義務的に負担するもの
（例）生活保護費国庫負担金

・国庫補助金・県補助金--- 国または県が法令等に基づき、市町村事務経費の一定割合を補助するもの
（例）道路橋梁費国庫補助金、児童福祉費県補助金

・国庫委託金・県委託金--- 国または県から委託されて実施する事務経費の財源
（例）統計調査費国庫委託金、選挙費県委託金

○（地方債）には以下の財源を計上しています

・建設事業等の財源とするための借入金

○（その他）には以下の財源を計上しています

・特定の事業の財源となるもののうち、（国県）（地方債）を除くものを計上しています
（例）施設の管理経費に充てる施設使用料、保育所の運営費に充てる保育料

○（一般財源）には以下の金額を計上しています

・（国県）（地方債）（その他）など、事業に充てる特定の収入（特定財源）以外に必要となる金額を示します

・一般財源部分は、使途が限定されない収入である「市税」「譲与税」「地方交付税」等により賄われることとなります

健康福祉局

健康福祉局・令和4年度補正予算総括表

1　一般会計

〔歳出〕　　（単位：千円）

款	項	目	款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額
20			民生費	147,216,443	404,000	147,620,443
20	10		社会福祉費	63,237,165	10,000	63,247,165
20	10	24	障がい保健福祉費	27,943,835	10,000	27,953,835
20	15		児童福祉費	56,170,740	394,000	56,564,740
20	15	10	児童福祉総務費	5,104,808	394,000	5,498,808
25			衛生費	19,009,604	124,750	19,134,354
25	10		保健衛生費	17,262,581	124,750	17,387,331
25	10	10	保健衛生総務費	5,996,377	8,750	6,005,127
25	10	20	予防費	9,622,240	116,000	9,738,240
所管予算合計				166,666,947	528,750	167,195,697

一般会計

＜歳出予算＞

健康福祉局

〔歳出〕　　（単位：千円）

予算所属	款・項・目・事業名		区分					事業内容	補正前	補正額	左の財源内訳			
			新規	復興	コロナ	国補正	流用				国県	地方債	その他	一般財源
	款	20民生費							147,216,443	404,000	404,000			
	項	10社会福祉費							63,237,165	10,000	10,000			
	目	24障がい保健福祉費							27,943,835	10,000	10,000			
障がい保健福祉課	1	就労継続支援事業所緊急対策事業	●		●	●		生産活動収入が減少している就労継続支援事業所への生産活動継続のための支援に要する経費 負担金補助及び交付金10,000		10,000	10,000			
	項	15児童福祉費							56,170,740	394,000	394,000			
	目	10児童福祉総務費							5,104,808	394,000	394,000			
子ども支援課	1	低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金給付事業	●		●	●		低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の上乗せ給付に要する経費 扶助費181,630、委託料16,652等		200,000	200,000			
保育幼稚園課	1	保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業	●		●	●		保育所等における給食食材費の高騰に対する支援に要する経費 負担金補助及び交付金175,610等		194,000	194,000			
	款	25衛生費							19,009,604	124,750	124,750			
	項	10保健衛生費							17,262,581	124,750	124,750			
	目	10保健衛生総務費							5,996,377	8,750	8,750			
医療政策課	1	障がい児・者歯科診療強化支援事業	●		●	●		熊本県口腔保健センターへの感染防止に資する機器整備等の支援に要する経費 負担金補助及び交付金8,750		8,750	8,750			
	目	20予防費							9,622,240	116,000	116,000			
感染症対策課	1	新型コロナウイルス感染症対策経費			●			自宅療養者への夜間相談体制の拡充や疫学調査の強化に要する経費 委託料115,373、役務費627	1,917,500	116,000	116,000			